

「新宿区第四次男女共同参画推進計画（令和6年度～令和9年度）」の策定  
及び計画素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について

新宿区男女共同参画推進会議における検討結果及びパブリック・コメントの実施結果を踏まえ、別添のとおり「新宿区第四次男女共同参画推進計画」を策定する。

記

1 「新宿区第四次男女共同参画推進計画（令和6年度～令和9年度）」の概要

(1) 計画策定の目的

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目的とする。

(2) 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策I「暮らしやすさ1番の新宿」のうちの個別施策7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画である。

また、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）に引き続く計画として策定している。

なお、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」の目標2から目標3（2）までを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」と位置づける。また、目標4（1）から（3）までは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づける。

(3) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間を計画期間とする。

(4) 計画の基本的な考え方

「新宿区男女共同参画推進条例」の“男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現する”という基本理念を踏まえ、新宿区総合計画（基本計画）の個別施策I-7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、計画ビジョンを「誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿」とし、具体的な3つの視点と5つの目標を定め、総合的に施策を推進していく。

2 パブリック・コメント等の実施

(1) パブリック・コメント

①実施期間

令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）

②実施方法

11月15日号の広報新宿及び、区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、担当課窓口持参及び区ホームページで受け付けを行った。

(2) 地域説明会

①実施日時等

11月22日（水）午後7時～8時30分 新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）  
11月30日（木）午後2時～3時30分 子ども総合センター

②実施概要

地域説明会において「新宿区第四次男女共同参画推進計画」（素案）の区民説明会を行った。  
参加者数計4名。詳細は別添資料3のとおり。

3 パブリック・コメント等の結果

(1) 意見件数

①パブリック・コメント 31件  
②地域説明会 0件

(2) 意見内容と区の考え方

意見の内容と区の考え方は別添資料3のとおり。

(3) 周知方法

パブリック・コメントに対する区の考え方については、文教子ども家庭委員会への報告後、区ホームページに掲載し、広報新宿3月25日号にて周知を行う。

4 素案からの変更点

別添資料4のとおり変更するとともに、区長挨拶、コラム及び資料編を追加し、計画として決定する。

5 計画策定に関する今後の予定

令和6年3月12日 文教子ども家庭委員会への報告後、区ホームページに掲載  
3月25日 広報新宿に掲載